

令和 8 年度嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス・活動 C 事業がんじゅうパワー塾
業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス・活動 C 事業がんじゅうパワー塾は、要支援者等に対して、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を行った上で、効果的な介護予防プログラムを実施することにより、生活行為の改善を図ることを目的とする。この要領は、本事業の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託内容

(1) 事業名

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動 C 事業がんじゅうパワー塾

(2) 委託業務内容

「令和 8 年度嘉手納町通所型サービス・活動 C 事業がんじゅうパワー塾仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 委託料上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）。

※契約の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない

4. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 地域自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てがなされていない者であること。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (5) 嘉手納町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 20 日条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (7) 沖縄県内に本社または事業所を有し、沖縄県内で事業を展開する者であること。
- (8) 本事業と同一または類似する介護予防事業について、公共団体からの受託実績を有すること。
- (9) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本実施要領や別添仕様書等に記載された内容を遵守できる者であること。

5. 選定の日程

手 順	日 程
実施要領等の公表（公募開始）	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）
質問書の提出	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）～ 令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 4 時必着
参加表明書の提出	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）～ 令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 4 時必着
質問書の回答	令和 8 年 4 月 2 2 日（水）
参加の可否の通知	令和 8 年 4 月 2 2 日（水）
企画提案書等の提出	令和 8 年 4 月 2 2 日（水）～ 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 4 時必着
一次審査（書類選考）	令和 8 年 5 月 1 4 日（木）予定
一次審査結果の通知	令和 8 年 5 月 1 5 日（金）予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 5 月 2 8 日（木）予定
二次審査結果の通知	令和 8 年 5 月 2 9 日（金）予定
協議及び契約締結	令和 8 年 6 月 1 日（月）予定

※ 各期間については目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。

6. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 4 時必着

(2) 提出方法

電子メールに質問書（様式 8）を添付して送信すること。

件名「嘉手納町通所型サービス・活動 C 事業がんにじゅうパワー塾業務委託に係る質問」

- ・ 電子メールを送信した後、町担当者に電話確認すること。

(3) 提出先 「14. 問い合わせ先」のとおり。

(4) 回答

令和 8 年 4 月 2 2 日（水）までに、参加者全員へ電子メールにて回答する。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

以下、正本1部を作成し提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
 - ② 会社概要書（様式2）
 - ③ 会社の概要がわかるパンフレット等（既存のもので可）
 - ④ 国税の滞納がないことを証明できる書類
 - ⑤ 地方税（県・市町村税）の滞納がないことを証明できる書類
- (2) 提出期限 令和8年4月17日（金）午後4時必着
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出先 「14. 問い合わせ先」のとおり。

8. 企画提案書等の提出

令和8年4月22日（水）までに、参加の可否を町からメールで連絡する。参加可能となった事業者から提出を受け付ける。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式3）
- ② 業務経歴書（様式4）
- ③ 配置予定指導者（様式5）
- ④ 企画提案書（様式6-1、様式6-2）
- ⑤ 実施内容（様式7-1、様式7-2）
- ⑥ 見積書（任意様式）

※ 総額の提示及び項目（人件費、傷害保険料等）毎の内訳金額の詳細を記載し、押印したものを提出する。

(2) 作成要領

- ① 町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
 - ② 様式は、原則としてA4版縦置き・横書きとする（A3版による折込頁は可）。
 - ③ (1)に掲げる書類を、①～⑥の順番にA4サイズのファイルに綴じ、それぞれにインデックスを付ける。
- (3) 提出部数 正本1部、副本5部
- (4) 提出期限 令和8年4月27日（月）午後4時必着
- (5) 提出方法 持参
- (6) 提出先 「14. 問い合わせ先」のとおり。

9. 審査方法等

- (1) 「嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業等委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案による採点審査を行い、受託候補者を選定する。

- (2) 一次審査にて書類による審査を行い、一次審査を通過した者に対して、二次審査にてプレゼンテーションによる審査を行う。一次審査を通過した事業所が一者の場合は一次審査の結果をもって選定し、プレゼンテーションでは事務局によるヒアリングを行う。
- (3) 審査は次の着眼点により、総合的に評価して行うものとする。
 - ア. 業務実績
 - イ. 業務実施体制（個人情報保護の取り組み、従事する職員体制等）
 - ウ. 費用（見積額）
 - エ. 企画提案による評価
 - オ. プレゼンテーションの内容 等

10. 一次審査内容及び結果の通知

次のア.～ウ.の項目により選定委員会が採点・審査を行い、すみやかに審査結果を通知する。

- ア. 業務経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：10／95
- イ. 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：40／95
- ウ. 企画提案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：45／95

合格基準点を60点とし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。応募事業者が三者以上の場合は合格基準点を満たした上位二者を選定し、二次審査のプレゼンテーションを行うこととする。審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

11. 二次審査内容（プレゼンテーション）及び結果の通知

- (1) 日時 令和8年5月28日（木）時間未定
- (2) 場所 嘉手納町役場
- (3) 実施内容
 - ① 提出した企画提案書等をもとにプレゼンテーションを行うこと。
 - ② 持ち時間は、1事業者につき概ね30分（説明20分、質疑10分）
 - ③ プレゼンテーションは、主担当者が説明し、会場への入室は、主担当者を含む3名以内とする。
 - ④ プレゼンテーションは、書面またはパワーポイント等により実施し、会場には、モニター、接続ケーブル（HDMI）を用意するが、その他必要な物がある場合は持参すること。

(4) 審査

各提案者のプレゼンテーション終了後、次のア.の項目により選定委員会が採点・審査を行い、イ.の一次審査の点数を加点した上で総合的に審査を行う。

- ア. プレゼンテーション及びヒアリング内容・・・・・・・・・・・・配点：105／200
- イ. 一次審査の点数（書類審査）・・・・・・・・・・・・配点：95／200

なお、同点の者があった場合は、選定委員会で協議を行い選定する。

(5) 審査結果

- ① 審査の結果は、参加者すべてに書面によってすみやかに通知する。審査の結果についての異議申し立て、質問、説明要求、意見等は受け付けない。
- ② 選定委員会にて選定された最上位者を受託候補者として特定し、嘉手納町ホームページ上で事業者名を公表する。選定されなかった事業者については、応募の有無を含め公表しない。

12. 委託契約の締結

町は受託候補者と委託契約締結に向けた協議を行う。ただし受託候補者が辞退を申し出た場合、または契約に係る協議が整わない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

13. その他留意事項

- (1) 提出書類の受領後は差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 応募した企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- (3) 採用した企画提案の使用権は、嘉手納町に帰属する。
- (4) 提出書類は返還しない。
- (5) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- (6) 次の要件に該当した場合、提案は無効とする。
 - ① 参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき
 - ② 所定の日時及び場所に提案書類等を提出しないとき
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載をした場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提案募集に係る情報公開請求があった場合は、嘉手納町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

14. 問い合わせ先

部署名：嘉手納町福祉課地域包括支援係（担当：秋山・長濱）

住所：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

T E L：098-956-0849

F A X：098-956-0843

メール：chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp

時間：午前8時30分～午後0時、午後1時～午後5時15分(土日祝祭日を除く)